



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第13号 2018年5月28日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

ライドシェアのJIS認証 認められない

岩渕友参院議員（共） 業法もなく労働者の地位不安定

日本共産党の岩渕友参院議員（写真）は5月22日、参議院経済産業委員会では不正競争防止法等改定案について質問、衆議院での笠井亮議員の質問に続いて、JIS法の改定で、ライドシェアなどシェアリング・エコノミーも認証できるようになる問題を取りあげ、危険なシェアリング・エコノミーにJISでお墨付きを与えるなど追及しました。



岩渕議員は、企業活動のために個人情報情報の流通と利用・活用をすすめる環境整備をしようとしていることについて、個人情報保護制度が弱いなかで深刻な人権侵害をもたらすと指摘したのにつづき、JISにサービス分野を追加する問題について質問しました。

- 岩渕議員 規制が整備されていないものに、規範、いわゆるソフト・ローとしてJISを活用するというが、シェアリング・エコノミーなど業法で危険が抑止されていないものにJISでお墨付きを与えることになるのではないか。ライドシェアは、プラットフォームが安全に責任を負わず、労働者は個人事業主とされて労働法上の権利も否定される。業法がなく主務大臣も決まっていない。白タクだ。このプラットフォーム事業者に対する規制はあるか。
- 経産省商務情報政策局前田泰宏審議官 マッチング事業に対する規制は、現在はない。自主的なルールの整備等の議論が行われている。
- 岩渕議員 政府はシェアリング・エコノミーを推進しながら、業法もつくりず、JISに肩代わりをさせようとするものだ。業法も利用者保護もない自己責任のサービスに国がお墨付きを与えるのは、JISの信頼を揺るがすことになる。
- 世耕経産大臣 JISは国家規格で、規制ではなく任意の制度だ。技術の進歩に迅速、柔軟に対応して規格を制定する。そのサービスが国民の生命・安全にかかわるような場合は法律で規制が行われるようになる。それとは別にJISで品質を保証することで、国民が安心してサービスを活用できるようになる。シェアリング・エコノミーの認証をしていくことは十分あり得る。
- 岩渕議員 ライドシェアでは、プラットフォームは自由な働き方をうたってドライバーを集めて個人事業主とするが、ドライバーは経費も事故の補償も自己負担、休業補償も労災も社会保険もない。外国ではドライバーの労働者性が認められる判決も出ている。フランスではプラットフォームの社会的責任が認められている。日本では何もない中で、シェアリング・エコノミーを広げることが労働者が不安定な地位におかれることになる。これをJIS化することは認められない。

法案は可決成立、反対は共産、社民、自由・無所属の一部

規制のサンドボックス制度の創設などを含む生産性向上特別措置法は5月16日、ライドシェアのJIS認証も可能になる不正競争防止法等改正は5月23日、参議院本会議で賛成多数で可決成立しました。生産性向上特措法の反対は共産、社民、自由・無所属の一部、不正競争防止法改正の反対は共産党のみでした。

生産性向上特別措置法の附帯決議は次のとおりです。

生産性向上特別措置法案に対する附帯決議

平成30年5月15日 参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 (略)
- 二 「規制のサンドボックス」制度については、同様の制度を導入した他国と比較してより広範な措置となっていることに鑑み、全国一律の規制改革へと拡大する際には、多方面にわたり意見を募るなど慎重な検討を加え、適正な手続の下に進めること。また、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保させるとともに、特にライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘される事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。さらに、実証を継続的にモニタリングすることとし、このため、事業者から定期的に主務大臣に報告させるよう、制度的な措置を講ずること。
- 三 「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難なベンチャー・中小企業者の支援にも積極的に取り組むこと。
- 四 (略)
- 五 「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、委員会での決定過程について、議事録等を作成し速やかに公表する等、その透明性を確保するとともに、委員会で表明された反対意見についても国民に周知すること。あわせて、一連の過程に係る書類等を適切に保管し、検証可能なものとする。
- 六 市町村が速やかに導入促進基本計画を作成できるよう、必要な政省令の整備等を早期に進めるとともに、より多くの中小企業者の設備投資を支援できるよう、市町村に対する周知徹底を図ること。また、中小企業者にとって申請手続き事務が大きな負担となっていることに鑑み、その添付書類等を省略化するなど、手続きの簡素合理化を図るとともに、認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断に当たっての客観的基準等を定めたガイドラインを作成すること。さらに、本特例措置の活用促進を図るため、設備導入による雇用増が、労働生産性評価の際に不利にならないよう配慮すること。
- 七 (略)
右決議する。